

PL訴訟の実情

薪ボイラー発火事件

費用をかけて5年間頑張ったが、敗訴の心証で低額和解した事例

【事案】

薪ボイラーからの発火で花卉栽培中のハウス200坪全焼

【製造物】

韓国製の、薪を燃料としたボイラー

【消防の火災原因調査報告書】

消防署は煙突の設置不良により着火したタールが接続部位から滴下し可燃物に着火、出火原因は薪ボイラーと判定

【当事者】

原告：個人農家

被告：輸入・販売業者

同：国立学校法人T大学

【事情】

消防の火災調査後、焼け跡を解体収去。

現物がない状態での依頼

ボイラーの専門家を探す（技術士会→元大手企業のボイラー設計、製造にかかわった技術士）

【技術士への支払い】

調査依頼時2名の技術士

現地調査(100,000円×2)

初期見立ての意見書作成(？円)

費用がかかるので技術士を1名にした。

意見書作成、追加2回(1,000,000円)

証人尋問出廷（専門家対質1日がかり10万円？）

【裁判所の和解勧告】

和解金は、技術士に払った費用相当額

他に弁護士3名の着手金(600,000円)、報酬・日当(426,000円)

【所見】

原告の立証対象：薪ボイラーの欠陥による火災

火災原因につき：上記消防の判定あり。

被告らは：原告の掃除不十分による煙突火災

原告：ボイラーの異常燃焼

被告は、同型機で再現実験をやり原告の主張に反論

写真では煙突に激しい焼痕

通常使用+損害発生=欠陥と単純には理解されない。

